

内子町告示第 132 号

下記森林について、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第 4 条第 1 項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 11 日

内子町長 小 野 植 正 久

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
1	内子町立石 320	397-59	山林	0.1	10 年
2	内子町立石 358	397-79	山林	1.19	10 年
3	内子町立石 309	397-55	山林	0.54	10 年
4	内子町立石 225	396-179	山林	1.03	10 年
5	内子町立石 241	396-195	山林	0.07	10 年

2 縦覧場所

内子町農林振興課、内子町ホームページ

3 本公告により、内子町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。